

# 利用できるサービス

## 介護サービス、介護予防サービスが利用できます

介護保険のサービスでは、要介護1~5の方は介護サービスが、要支援1・2の方は介護予防サービスが、それぞれ利用できます。心身の状態などに合ったサービスを選んで有効に活用してください。

### 在宅サービス

●平成29年4月までに「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は『総合事業』に移行しました。

※サービス費用のめやすは利用者負担1割で計算しています。

通所して利用する

#### 要介護1~5の方

#### 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



##### 受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどを通じた交流活動
- 健康状態の確認

●サービス費用のめやす  
通常規模の事業所の場合  
(6時間以上7時間未満)

※送迎を含む ( ) 内は利用者負担

要介護1~5  
5,720円(572円)~9,880円(988円)

#### 要介護1~5の方

#### 通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



●サービス費用のめやす  
通常規模の事業所の場合  
(6時間以上7時間未満)

※送迎を含む ( ) 内は利用者負担

要介護1~5  
5,760円(560円)~10,600円(1,060円)

#### 要支援1・2の方

#### 介護予防通所

#### リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関で、共通的なサービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その他の目標にあわせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

●サービス費用のめやす  
(1ヶ月につき) ( ) 内は利用者

要支援1・2  
17,120円(1,712円)~36,150円(3,615円)

#### 要介護1~5の方

#### 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排泄等の身体介護や調理・掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



##### 受けられるサービスの内容

- 食事・排泄の介助
- 洗顔や歯磨き、入浴の介助
- 体位変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助・通院や外出の付き添い
- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買い物、ゴミ出し

●サービス費用のめやす

( ) 内は利用者負担

身体介護(20分以上30分未満)  
2,480円(248円)

生活援助(20分以上45分未満)  
1,810円(181円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

乗車・降車等介助(1回)  
980円(98円)

※移送にかかる費用は別途負担となります。

➡以下のサービスは介護保険の対象とはなりません！

- ×本人以外の家族のための家事
- ×草むしりや花木の手入れ
- ×ペットの世話
- ×洗車
- ×大掃除や家屋の修理など日常的なカジノ範囲を超えるもの など

訪問を受けて利用する

#### 要介護1~5の方

#### 訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



●サービス費用のめやす

( ) 内は利用者負担

全身入浴  
12,500円(1,250円)

#### 要支援1・2の方

#### 介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

●サービス費用のめやす

( ) 内は利用者負担

全身入浴  
8,450円(845円)

#### 要介護1~5の方

#### 訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションやいりゅ機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上も世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす

( ) 内は利用者負担

訪問看護ステーションから(20分未満)  
3,110円(311円)

病院または診療所から(20分未満)  
2,630円(263円)

#### 要支援1・2の方

#### 介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす

( ) 内は利用者負担

訪問看護ステーションから(20分未満)  
3,000円(300円)

病院または診療所から(20分未満)  
2,530円(253円)

**要介護 1~5 の方**  
**訪問リハビリテーション**

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす  
( )内は利用者負担

1回につき  
2,900円(290円)

**要支援 1・2 の方**  
**介護予防訪問リハビリテーション**


居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす  
( )内は利用者負担

1回につき  
2,900円(290円)

**要介護 1~5 の方**  
**居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理やし指導を行います。



●サービス費用のめやす  
単一建物居住者1人に対して行う場合 ( )内は利用者負担

医師または歯科医師による指導(1ヶ月に2回まで)  
5,070円(507円)

**要支援 1・2 の方**  
**介護予防居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理やし指導を行います。

●サービス費用のめやす  
単一建物居住者1人に対して行う場合 ( )内は利用者負担

医師または歯科医師による指導(1ヶ月に2回まで)  
5,070円(507円)

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局に薬剤師、歯科衛生士等が行う場合月4回までとなります。  
※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

**要介護 1~5 の方**  
**福祉用具貸与**

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす  
レンタル費用の利用者負担割合に応じた額となります。

【対象となる用具】

- 車いす ●車いす付属品(クッション、電動補助装置) ●特殊寝台
- 特殊寝台付属品(サイドレール、マットなど) ●床ずれ防止用具(エアマットなど)
- 体位変換器 ○手すり(据え置き型など孝二をとみなわないもの)
- スロープ(工事をとみなわないもの) ○歩行器 ○歩行補助つえ
- 認知証老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(住宅の改修が不要なもの、つり具を除く)
- 自動排泄処理装置(要介護4・5の方が対象)

※要介護1、要支援1・2の方は、原則として○の用具のみレンタルできます。

**要支援 1・2 の方**  
**介護予防福祉用具貸与**

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。



**要介護 1~5 の方**  
**福祉用具貸与**

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。要介護状態区分によらず、年度10万円を上限に、福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)  
※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす  
購入費の利用者降負担割合に応じた額となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写し・福祉用具サービス計画書などを添えて指宿市の窓口に申請することで、10万円の限度額内で保険給付分(費用の9割または8割。平成30年8月から特に所得の高い方は7割)が、あとから支給されます。

【対象となる用具】

- 腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴時補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具

**要支援 1・2 の方**  
**特定介護予防福祉用具販売**

介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。



**要介護 1~5 の方**  
**住宅改修費の支給**

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合、20万円を上限として費用を支給します。

介護保健で住宅改修するときの注意点

- 必ず事前にケアマネジャーなどに相談し、指宿市へ提出する書類をそろえましょう。(事前申請制度)
- 信頼できる工業者を選びましょう。

※申請の際は、「介護保険ン居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」「住宅改修が必要である理由書(ケアマネジャーなどに作成を依頼)」「領収書」「工事費の内訳書」「完成後の状態を確認できる書類(施行前・後の日付入り写真)」「平面図」などが必要となります。

●サービス費用のめやす  
要介護状態区分にかかわらず、現住居につき限度額は20万円となり、その利用者負担割合に応じた額となります。いったん改修費用の全額を利用者が負担し、指宿市の窓口に申請することで、保険給付分(費用の9割または8割。平成30年8月から特に所得の高い方は7割)があとから支給されます。

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り羊の防止、移動の円滑化のための床材の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り換え
- ⑤ 洋式便器などへ便器の取り換えなどの小規模な改修

**要介護 1~5 の方**  
**介護予防住宅改修費の支給**





短期間入所する

要介護 1～5 の方

短期入所生活介護

短期入所療養介護

(ショートステイ)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合  
(1日につき) ( )内は利用者負担

要介護 1～要介護 5  
5,840 円(584 円)～8,560 円(856 円)

介護老人保健施設(多床室)の場合  
(1日につき) ( )内は利用者負担

要介護 1～要介護 5  
8,260 円(826 円)～10,390 円(1,039 円)

要支援 1・2 の方

介護予防

短期入所生活介護

短期入所療養介護

(ショートステイ)

老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合  
(1日につき) ( )内は利用者負担

要支援 1・2  
4,370 円(437 円)～5,430 円(543 円)

介護老人保健施設(多床室)の場合  
(1日につき) ( )内は利用者負担

要支援 1・2  
6,110 円(611 円)～7,650 円(765 円)

